

固定資産所有者「八幡平 太郎さん」の場合

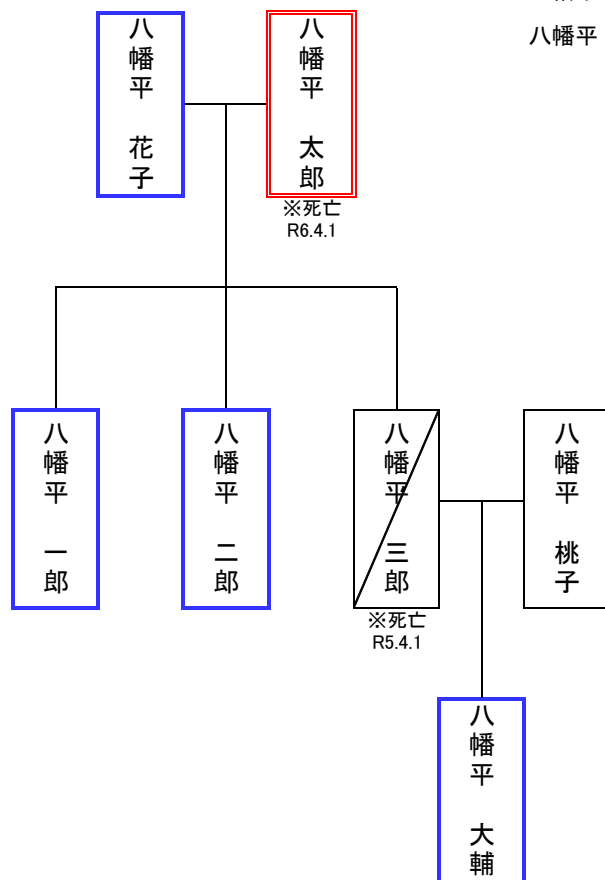
被相続人 八幡平 太郎

相続人 八幡平 花子 被相続人の妻

八幡平 一郎 被相続人の長男

八幡平 二郎 被相続人の次男

八幡平 大輔 被相続人の三男の子



【法定相続人と相続順位】

配偶者は常に相続人です。配偶者以外の相続人の順位は下記のとおりです。

第一順位 子(直系卑属) ※子が先に亡くなっている場合、孫になります

第二順位 親(直系尊属) ※両親が先に亡くなっており、祖父母がいる場合は祖父母になります

第三順位 兄弟姉妹 ※先に亡くなっている兄弟姉妹に子がいる場合は、子になります

★第二順位、第三順位の方は、上位の方がいない場合に相続人になります。

相続人代表者指定(変更)届出書

記載例

令和 6 年 5 月 1 日

八幡平市長 様

相続人

八幡平 花子

八幡平 一郎

八幡平 二郎

八幡平 大輔

右の「相続人」欄は、原則として自署です。
相続人本人の自署が困難な場合、相続人
代表者の方が相続人本人から承諾を得て
いただければ、代筆でも構いません。
ただし、代筆を行った場合は、「摘要」欄に
承諾を得た内容を必ず記入してください。

原則、
自署して
ください。

被相続人の市税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する
代表者として、次のとおり指定（変更） しましたので届け出ます。

相続人の代表者	氏 名 (名 称)	八幡平 花子		
	(変更前)	相続人を変更する場合は、この欄に前相続人代表者名を記入してください		
住(居)所 (所在地)		八幡平市野駄21-170 電話0195(74)2111		
	(変更前)	相続人を変更する場合は、この欄に前相続人代表者住所を記入してください		
被相続人	氏 名	八幡平 太郎		
	死亡時の住(居)所	八幡平市野駄21-170		
	死亡年月日	令和 6 年 4 月 1 日		
相続人	氏 名 (名 称)	被相続人との 続 柄	住(居)所(所在地)	相続分
	八幡平 花子	妻	八幡平市野駄21-170	
	八幡平 一郎	長男	八幡平市野駄21-170	
	八幡平 二郎	次男	八幡平市田田70	
	八幡平 大輔	三男の子	八幡平市大更第25-56-1	
摘 要	相続人 八幡平二郎、八幡平大輔については電話による確認を行い承諾を得ております。 令和6年5月1日 相続人代表 八幡平 花子			

(根拠法令 地方税法第9条の2第1項、同法施行令第2条第2項)
(注 1 「相続分」の欄には、民法(昭和31年法律第9号)第900条から902条までの規定
を適用して定められる相続分の割合を記載してください。
2 届出をした代表者を変更する場合の届出書も、この様式を用いてください。